

税理士の綱紀について

日 時 平成31年1月15日（火）
午後 2時40分～3時10分

場 所 ホテルアウーナ大阪 4階 金剛の間

近畿税理士会天王寺支部 新年研修会・目次

(1) 監察事案について----- 1頁

(2) 非税理士との関連排除について----- 2頁

(3) 守秘義務について----- 5頁

(1) 監察事案について

【事例1】

父親であるA税理士が当年10月に亡くなりました。A税理士事務所の職員でAの子供であるBは、Aが死亡した事実を本会（支部を含む。）に届け出なければいけない事実を認識していながら、翌年3月（確定申告の期限到来）まで本会に届け出ることなく、その期間、BはAの関与先である法人の法人税申告、個人の確定申告等について、いずれも「税理士A」の名義を用いて税務書類を作成し、かつ、電子又は書面により申告を行っていました。

《 問題点及び指導事項等 》

【関係条文】

（税理士法）第52条（税理士業務の制限）、第59条第1項第4号（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

(2) 非税理士との関連排除について

税理士でない者が税理士業務を行うことと名義貸しの禁止とは密接に係るものであるため、その疑いのある者との関連を排除しなければならない。

税理士法第52条に違反する者とは、次のとおりである。

- (1) 税務書類の作成及び税務相談を自らが行っている者、又は税理士に下請けをさせている者
- (2) 事実上税理士を使い、又は雇用して、税理士業務を行っている者
- (3) 他人の求めに応じ、会計業務と税理士業務の一部又は全部の委嘱を合わせて受け、業務を行っている者
- (4) 税理士の元使用人等でその税理士の元顧問先を顧客として税理士業務を行っている者
- (5) その他これらに準ずる者

税理士法（抄）

（非税理士に対する名義貸しの禁止）

第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

（名称の使用制限）

第53条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第37条の2（第48条の16において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 略
- 四 第52条の規定に違反した者

近畿税理士会会則（抄）

（非税理士との提携の禁止）

第43条の2 会員は、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者から業務のあっ旋を受けてはならない。

（名義貸しの禁止）

第43条の3 会員は、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させてはならない。

綱紀規則（抄）

（名義貸しの禁止）

第25条 会員は、いかなる場合においても、何人にも税理士又は税理士法人としての自己の名義を利用させ、又は利用するおそれのあるような便宜を与えてはならない。

（非税理士との関連排除）

第26条 会員は、直接であると間接であると又は有償であると無償であるとを問わず、法第52条又は法第53条第1項若しくは第2項の規定に違反する者又はその疑いのある者と次の関係を結んではならない。

- （1） 税理士業務を行うための事務所を共同使用し又は賃貸借すること。
- （2） 業務上のあっ旋を受け、又は紹介すること。
- （3） 実質上の使用人となり、又は雇用すること。
- （4） 業務を代理し、又は業務に関与すること。
- （5） 業務上の便宜を与えること。

【事例2】

税理士Xは、税理士資格を有しないAから依頼され、4年間にわたり同人が作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名押印する名義貸しを行った。なお、当該税理士は、最終的に自分で確認した上で署名押印をすれば問題ないと思っていた。



《 問題点及び指導事項等 》

【関係条文】

(税理士法) 第37条の2 (非税理士に対する名義貸しの禁止)、第46条 (一般の懲戒)、第52条 (税理士業務の制限)、第54条 (税理士の使用人等の秘密を守る義務)、第59条第1項第3号 (2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

(会 則) 第43条の3 (名義貸しの禁止)

(綱紀規則) 第25条 (名義貸しの禁止)

(3) 守秘義務について

法第 38 条において、税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密（所属税理士から知り得た事項を含む）を他に漏らし、あるいは、自己又は第三者のために利用することを禁じる規定を設けています。この規定は税理士でなくなった後においても、また、税理士の使用人その他の従業者なども同様の義務が課されています。

○「正当な理由」とは、

本人の承諾又は法令に基づく義務があることをいうものとされています（基通 38-1）。なお、法令に基づく義務としては、裁判所に証人として喚問され証言する場合等です。

○「税理士業務に関し知り得た秘密」とは、

税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及びその事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとされています（基通 38-2）。

○「他に漏らし」とは、

他人に話すような場合のほか、他人が了知しうるような状態に税務書類等を置く場合も含まれます。

○「窃用」とは、

自ら又は第三者のために利用することをいうものとされています（基通 38-3）。

税理士が法第 38 条の規定に違反した場合には、法第 46 条の懲戒事由に該当します。

この場合の懲戒処分の量定は、法第 46 条及び告示の規定に基づき、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。

（注）また、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる場合があります（法第 59 条第 1 項第 3 号）。

●税理士法（抄）

（秘密を守る義務）

第 38 条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

（一般の懲戒）

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。（昭 31 法第 165 号、昭 55 法第 26 号、平 11 法第 160 号改正）

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。（平 13 法第 38 号改正）

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

（昭 55 法第 26 号、平 13 法第 38 号改正）

- 一 税理士となる資格を有しない者で、日本税理士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして税理士名簿に登録させたもの（平 13 法第 38 号追加）
 - 二 第 37 条の 2（第 48 条の 16 において準用する場合を含む。）の規定に違反した者（平 26 法第 10 号追加）
 - 三 第 38 条（第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 54 条の規定に違反した者（平 13 法第 38 号追加、平 26 法第 10 号改正）
 - 四 第 52 条の規定に違反した者（平 13 法第 38 号追加、平 26 法第 10 号改正）
- 2 前項第 3 号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。（平 13 法第 38 号追加、平 26 法第 10 号改正）

●近畿税理士会綱紀規則（抄）

（秘密を守る義務）

第 14 条 税理士会員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

【事例3】

税理士Xは、関与先の元帳や申告書の作成にあたりプリントアウト等した用紙について、その裏紙をコピー機やプリンターの用紙として再利用していました。再利用にあたっては、会社法上の保存期間、税法上の保存期間を経過している用紙に限って使用していました。そのようなことから、関与先の元帳や領収書等のファイルに、毎月ごとの仕切り紙としても使用し、また調査が終了した関与先については適宜返却をしていました。

《 問題点及び指導事項等 》

【関係条文】

(税理士法) 第38条(秘密を守る義務)、第46条(一般の懲戒)、第54条(税理士の使用人等の秘密を守る義務)、第59条第1項第3号(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

(綱紀規則) 第14条(秘密を守る義務)